

令和８年１０月発行
多摩市教育委員会
学校支援課
042-338-6876



（令和８年４月１日から）

自転車への「交通反則通告制度」導入

警察では、自転車による交通事故の増加を受け、交通ルールの見直しを進めています。その一つとして、令和八年四月一日から、自転車の交通違反に対する「青切符制度」が新たに導入されました。

これまで、自転車の交通違反は主に刑事手続によって処理されていましたが、今回の制度により、信号無視や一時不停止などの違反については、現場で青切符が交付され、反則金の納付によって手続が完結する仕組みに変わりました。この制度は、十六歳以上の自転車利用者が対象となります。

一方で、飲酒運転や事故につながるような危険な違反については、これまでと同様に刑事処分の対象となります。また、警察による指導や注意の取組自体はこれまでと変わらず行われ、交通ルールの周知が引き続き進められています。

自転車は日常生活に欠かせない身近な乗り物ですが、自動車と同じ「車両」です。特に朝夕の通学時間帯には、多くの児童・生徒が道路を利用しており、周囲の大人の行動が子どもたちの安全に大きく影響します。

今回の制度変更をきっかけに、改めて交通ルールを意識し、一人ひとりが思いやりのある行動を心がけていくことが大切です。一緒に、安全な通学環境をつくっていきましょう。

青切符の導入前・導入後の違い

「青切符」導入前	「青切符」導入後
自転車による交通違反の検挙	
違反現場での手続き	青切符の交付
出頭・取調べ	反則金の仮納付・納付
検察官が起訴	終了
裁判	前科が付きません
有罪判決	
罰金の納付等	
終了	
前科が付きます	

青切符の対象は「１６歳以上の者が行った反則行為」

※ただし、酒酔い運転・酒気帯び運転・妨害運転・携帯電話使用等（交通の危険）といった重大な違反は、反則行為に該当せず、刑事手続きにより処理されます。



この法改正を機に、
自転車の交通ルールについて、
子どもと一緒に再確認しましょう！

【参考資料】
自転車交通安全教育用
リーフレット
（警視庁ホームページより）

通学路安全運転呼びかけ隊をご存じですか？

「通学路安全運転呼びかけ隊」とは、子どもの交通事故を防止するために、都内の各警察署長が委嘱して活動している交通ボランティアです。平成 26 年、通学路などで子どもが犠牲になる交通事故が多発したことから、通学路において通行する車両の運転者に対する安全運転の呼びかけ及び子どもの保護誘導活動を行うことにより、子どもの交通事故防止を図ることを目的にして、同年１１月に北沢警察署管内の小学校学区で結成されました。

以降、都内各地で通学路安全運転呼びかけ隊結成の機運が高まり、令和６年末現在７１警察署の管内に所在する小学校２４２学区で８，６００人を超える方々が活動しています。

隊員は、児童の保護者、小学校関係者、通学路付近に居住する方などで、交通安全意識が高く、真に子どもの交通事故防止を願い、保護誘導活動等の交通安全活動を安全かつ適切に実施することができる個人及び団体の方となります。通学路安全運転呼びかけ隊への加入や結成については、多摩中央警察署交通総務係へお問合せください。

（多摩中央警察署　電話：042-375-0110）

みんなの　つうがくろを　あんぜんに！

６がつに、みんなが あんしんして がっこうへ いけるように、がっこうのせんせいや けいさつ、しやくしょ のひとたちが みんなの つうがくろを いっしょにあるいて、こまっているところや、あぶないところが ないかを たしかめました。



みまこさん

ほこうしゃしんごうの ボタンが かたくて おしにくかったから、おしやすいように　なおしておいたよ。









もりさん

つうがくろの どうろに シールを はっているよ。しっかり とまって あんぜん かくにん しようね。

これからも、みんなが あんしんして がっこうへいけるように、なおしたり くふうしたりしていきます。

多摩市教育委員会では見守り活動用の消耗品を配布しています！

多摩市教育委員会では、保護者や地域、ボランティアのみなさんが、学校と協力して行う見守り活動を支援する目的で、見守り活動で使用する消耗品を小学校を通してお配りしています。

この見守り活動の消耗品は、国と都の補助金を活用して購入しているため、品物によってはご希望に添えない場合もあります。購入・配布については、市内の市立小学校ごとに取りまとめて行いますので、必要な消耗品がある場合は、まず地域の市立小学校にご相談ください。



（写真）過去に配布した消耗品の一例